

地区計画の区域内における行為の届出書（郡本・藤井・門前・市原地区）

平成 年 月 日

（あて先）市 原 市 長

届出者 住所
氏名



都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき、

土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物の形態又は意匠の変更 } について、下記により届け出ます。

記

1. 行為の場所 市原市
2. 行為の着手予定日 平成 年 月 日
3. 行為の完了予定日 平成 年 月 日
4. 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更	有（区域の面積 m^2 ） ・ 無			
(2) 建築物の建築又は工作物の建設	(イ)行為の種別（ 建築物の建築・工作物の建設 ）（ 新築・改築・増築・移転 ）			
(ロ) 設計の概要	届出部分	届出以外の部分	合計	
	(Ⅰ)敷地面積			m^2
	(Ⅱ)建築又は建設面積	m^2	m^2	m^2
	(Ⅲ)延べ面積	m^2	m^2	m^2
	(Ⅳ)建ぺい率、容積率	一般住宅地区においては、「建築物の容積率の最高限度」及び「建築物の建ぺい率の最高限度」のただし書の規定を適用する		
	(Ⅴ)高さ	地盤面から m		
	(Ⅵ)用途			
	(Ⅶ)かき又はさくの構造			
	(Ⅷ)形態又は意匠			
(Ⅸ)建築基準法第 42 条第 2 項に該当する道路の中心線から 2.0m までの範囲にある工作物	なし			
(3) 建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積		m^2	
	(ロ)変更前の用途		(ハ)変更後の用途	
(4) 建築物の形態又は意匠の変更	変更の内容			

1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
3. 地区計画又は住宅地高度利用地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
4. 都市計画法第 12 条の 5 第 6 項に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次に掲げる事項に留意すること。
 - ①当該建築物の建築については、(2) (ロ) (Ⅲ) 延べ面積欄の () の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
用途の変更が行われる時は、用途変更後の住宅の用途に供する部分延べ面積を記載すること。
 - ②当該建築物の用途の変更については、(2) (ロ) (Ⅰ) 敷地面積の合計欄及び (2) (ロ) (Ⅲ) 延べ面積の合計欄（同欄中の () は、用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄）についても記載すること。
5. 同一の土地の区域について 2 つ以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

<連絡先> 住所、氏名、電話番号

地区計画の届出について

※八幡宿駅東口地区につきましては、内容が異なります。八幡区画整理事務所へお問合せください。

(1) 届出の必要な行為

当地区内で、次の行為を行う場合は、**建築確認申請以前で工事着手の30日前までに**市原市長（都市計画課）へ届出が必要です。

- ① 土地の区画形質の変更（切土、盛土、道路、宅地の造成等）
- ② 建築物の建築又は工作物の建設（新築、増改築、移転、修繕等）
- ③ 建築物等の用途の変更
- ④ 建築物等の形態又は意匠の変更

(2) 届出に必要なもの

① 届出書 届出書に記入のうえ、必要な図面を添付し、**正本、副本あわせて計2部**を、都市計画課に届出してください。

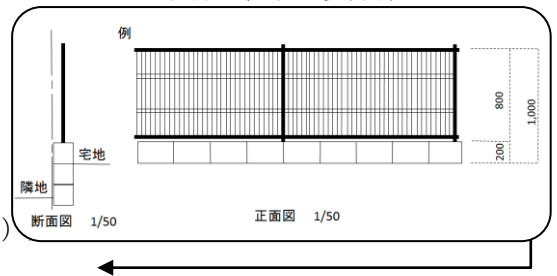
② 添付図面

ア 土地の区画形質の変更

- a 位置図 : 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/2, 500 以上）
- b 設計図 : 構造図及び断面図（縮尺 1/100 程度）
- c 敷地面積及び当該行為を行う区域面積の分かる図面（求積図等）
- d 地権者の承諾書（※届出者と土地の所有者が異なる場合等のみ必要。なお、売買契約締結後であれば、契約書の写しで代替可能）

イ 建築物の建築又は工作物の建設、建築物等の用途の変更、建築物の形態又は意匠の変更

- a 位置図
当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内、及び当該周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/2, 500 以上）
- b 現況図（※建築基準法第 42 条第 2 項に定める道路に面する場合のみ必要）
現況敷地の形状、申請地・道路・隣接地等の高低差を表示する
建築基準法第 42 条第 2 項に該当する道路の中心線から 2.0m までの範囲内にある建築物又は工作物を詳細に表示し、写真を添付する
- c 配置図
敷地内における建築物（倉庫・プロパン庫・駐車場・駐輪場等も含む）又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 程度） ※壁面後退が定められている場合は、敷地境界線と建築物外壁面との距離（有効寸法）を表記する。
- d 平面図（建築物（倉庫・プロパン庫・駐車場・駐輪場等も含む）の建築の場合のみ）
各階平面図（縮尺 1/50 程度）、建物面積算定図
- e 立面図
建築物（倉庫・プロパン庫・駐車場・駐輪場等も含む）
（かきさくは正面図、断面図）（縮尺 1/50 程度）
※建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩について、その概要を表記する。
- f 敷地面積の分かる図面（求積図等）
- g 地権者の承諾書（※届出者と土地の所有者が異なる場合等のみ必要。なお、売買契約締結後であれば、契約書の写しで代替可能）
- h 登記簿謄本（全部事項証明）の写し
※敷地面積が、地区計画で定められている最低敷地面積を下回る場合のみ必要
- i 確約書又は寄附申出書（※建築基準法第 42 条第 2 項に定める道路に面する場合のみ必要）
建築基準法第 42 条第 2 項に該当する道路の中心線から 2.0m までの範囲内に工作物を設置しない旨の文書または市原市整備促進地区における狭あい道路にかかる事前申出書



(3) 建築確認申請を必要とする場合は、この届出書の副本（適合通知書又は受理書）を建築確認申請書に添付してください。

標準処理期間は7日間となりますので、届出はお早めにお願ひします。

（問合先） 市原市役所 都市計画課 TEL 0436-23-9838（直通） FAX 0436-21-1478